

青少年健全育成基金の活用方針（素案）

こども青少年課

1 主旨

本市では、令和元年10月には子どもの育ち支援センター「いくしあ」とユース交流センターを開設し、「いくしあ」では、子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援を、ユース交流センターではユースワークの視点を取り入れた居場所づくりや青少年自身が主体的に地域課題を解消するための取組を進めてきました。

しかしながら、「いくしあ」では、増加する相談への迅速な対応、虐待の未然防止や早期発見の取組の推進とともに、いくしあと一体的な児童相談所の設置を含めた一貫性のある支援体制の構築のほか、ヤングケアラー支援などこれまで表面化していなかった様々な困難を抱える子どもへの支援が大きな課題となっています。また、ユース交流センターにおいても、今後は青少年自身が主体的に考え、行動していく力が育まれるような取組が一層求められています。

さらに、長期化するコロナ禍は、社会的・経済的に恵まれない家庭にとりわけ深刻な影響を与えており、生まれ育った家庭環境によって学力や健康等に係る格差の拡大も懸念されています。

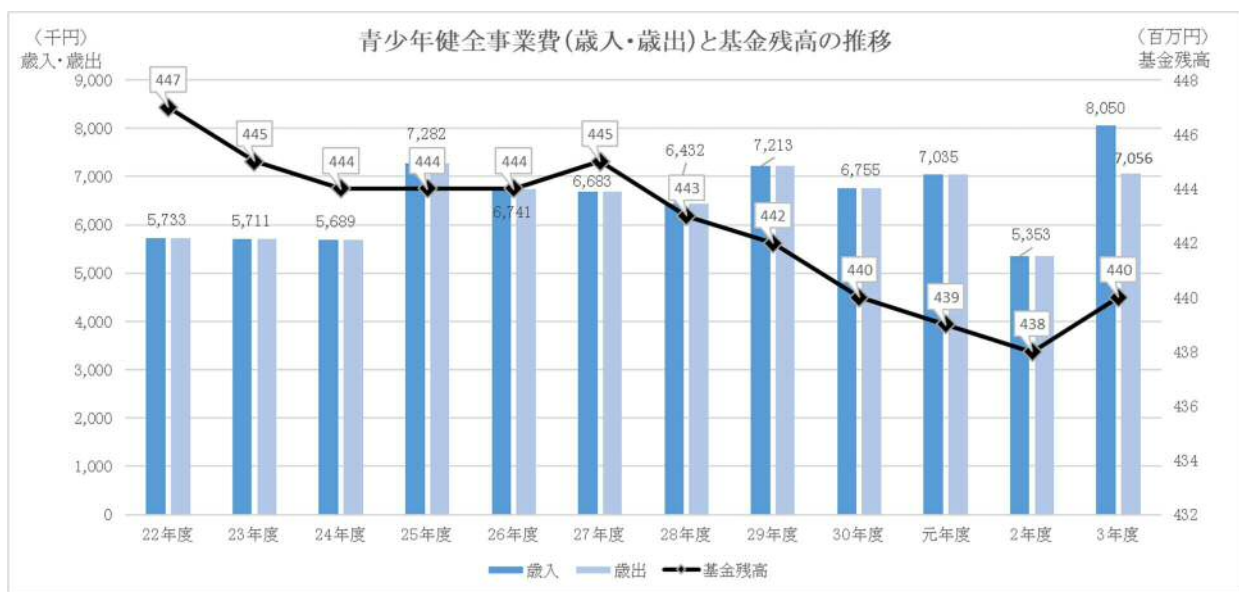
本市では、これまで青少年の非行化対策の目的で青少年団体による地域活動を推奨し、青少年の指導体制を充実する諸施策を積極的かつ安定的に展開するため、昭和57年度に青少年健全育成基金を設置しましたが、これまで基金を活用して支援を行ってきた青少年団体では、加入者数の減少や青少年活動のニーズの多様化など、基金設置当時と比較して大きく状況が変化しています。

このような子ども・子育て家庭を取り巻く環境の変化と支援の緊急性を勘案し、今後の基金の活用にあたっては、これまでのように既存の青少年団体への支援のみにとどまらず、今日的な課題を有する子ども・青少年を支援する施策の推進に取り組む必要があります。また、こうした事業の財源として、これまで青少年団体への支援のために活用してきた青少年健全育成基金の充当を前提に、次のとおり基金の活用方針を定めます。

2 基金の推移

青少年健全育成基金は、「本市における青少年団体による地域活動を推奨し、青少年の指導体制を充実することにより、青少年の健全な育成を図る」ため、青少年健全育成基金条例に基づき設置されています。

基金残高は令和3年度末で約4億4,007万円となっています。（基金の原資及び推移については次表のとおり）



3 基金の運用状況について

青少年健全育成基金の運用にあたっては、これまで果実運用型の基金と位置付け、長期債券（30年）による運用を行ってきましたが、今後は、基金条例を改正の上、基金対象事業の範囲を拡大し、基金原資を積極的に取り崩す方針としています。これに伴い、改正基金条例を施行する令和5年度以降、これまでの長期債券による運用から、ラダー型運用に切り替える予定としています。

(1) 令和4年度までの運用

ア 長期債券（30年）による運用収入

保有債券	運用額	運用期間	利率	運用収入	
				R3	R4
地方公共団体金融機構債	200,000,000円	R3.4.8 (R3.9.30) ~ R33.4.28	0.737%	1,385,880円	1,474,000円
神戸市公募公債	100,000,000円	R3.4.13 (R3.9.30) ~ R33.3.20	0.765%	715,108円	765,000円
兵庫県公募公債	100,000,000円	R3.4.20 (R3.9.30) ~ R33.4.20	0.737%	368,500円	737,000円
	400,000,000円			2,469,488円	2,976,000円

※令和3年度は、上記とは別にキャッシュフローマッチング運用で256,458円、大口定期預金で8,694円の運用収入あり。

イ 大口定期預金による運用収入

運用額	運用期間	利率	R4 運用収入
40,079,764円	R4.5.31~R5.3.31	0.020%	6,676円

(2) 令和5年度以降の運用

令和5年度以降、ラダー型運用を行う予定にしていますが、運用希望時期に市場に出回っている債権額（短期債、長期債）の多寡など外的要因の影響を受けるた

め、これまで長期債券で運用していた4億円全額をラダー型運用に切り替えることは困難な見込みとなっています。本市では、財政課において庁内で運用を希望する基金を取りまとめのうえ市場の債権を購入し、按分計算の上で青少年健全育成基金の運用額及び運用収入を決定しています。

今回の試算にあたっては、過年度におけるラダー型運用の実績を基に運用可能額を1億8千万円（基金残高に占める割合41%）、残額を全て大口定期預金で運用するとの条件で試算を行っています。

ア ラダー型運用収入

運用額	運用期間	想定利率	R5 運用収入
180,000,000 円	R5. 4. 1～R6. 3. 31	0.379%	682,343 円

イ 大口定期預金

運用額	運用期間	利率	R5 運用収入
261,966,840 円	R5. 4. 1～R6. 3. 31	0.020%	52,393 円

4 基金の処分について

(1) 基金の原資の最低確保額について

基金総額のうち、これまで長期債券で運用していた4億円を、令和9年度末までの基金原資の最低確保額とします。

(2) 年度ごとにおける基金取り崩し上限額について

基金の取り崩し上限額については、令和9年度末まで、基金総額から上記最低確保額の4億円を除いた40,079千円を元本取り崩し可能額の上限とします。

この40,079千円を5年間で取り崩すことを基本としますが、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあり、先行きが不透明な状況にあることを踏まえ、当面の取り崩し期間を令和5年度から令和9年度までの5年間とし、その成果を踏まえ令和8～9年度に改めて取り崩し額等について検討するものとします。

なお、次表のとおり基金原資から生じる基金運用収入や寄付金も考慮の上で、今後5年間、年間8,400千円程度の取り崩しを行うとともに、基金を活用した年間事業費の予算規模は、12,500千円を限度とします。なお、今後、各年度の寄付金が想定よりも増加することが見込まれる場合には、当該増加分の事業費への上乗せについても検討します。

(単位：円)

項目	令和3年度 決算	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
年度当初基金額○	437,764,836	440,079,764	441,966,840	433,601,576	425,201,576	416,801,576	408,401,576
歳入④ (①+②+③+④)	8,050,112	8,930,000	12,500,000	12,500,000	12,500,000	12,500,000	12,500,000
基金運用収入①	2,734,640	2,982,676	734,736	700,000	700,000	700,000	700,000
(債券運用分)	(2,725,946)	(2,976,000)	(682,343)	(682,343)	(682,343)	(682,343)	(682,343)
(大口定期預金分)	(8,694)	(6,676)	(52,393)	(50,720)	(49,040)	(47,360)	(45,680)
寄付金②	4,312,400	3,420,000	3,400,000	3,400,000	3,400,000	3,400,000	3,400,000
基金繰入金(基金取崩)③ (⑧-①-②-④)	1,003,072	1,532,924	8,365,264	8,400,000	8,400,000	8,400,000	8,400,000
繰越金④	0	994,400	0	0	0	0	0
歳出⑤ (⑤+⑥)	7,055,712	8,930,000	12,500,000	12,500,000	12,500,000	12,500,000	12,500,000
事業費⑤	3,737,712	5,510,000	12,500,000	12,500,000	12,500,000	12,500,000	12,500,000
基金への積立額⑥	3,318,000	3,420,000	0	0	0	0	0
差引(④-⑤)	994,400	0	0	0	0	0	0
年度末基金額 (⑦-③+⑥)	440,079,764	441,966,840	433,601,576	425,201,576	416,801,576	408,401,576	400,001,576

5 基金を活用する事業（案）

青少年健全育成基金の活用事業については、その範囲を広げ、子ども・若者の健やかな育成や若者が主体的に考え、行動していく力が育まれるような取組、今日的な課題に関する先駆的・試行的取組を行う団体の活動等に基金を財源として活用します。

(1) 子ども・若者等への活動助成

基金を活用し、若者や支援団体（青少年4団体を含む。）の活動を助成するもので、既存の青少年4団体への補助等（令和4年度で年間5,510千円）を行うほか、若者グループや支援団体の活動に係る事業補助として年間5,000千円を新たに助成します。

ア ユース活動支援

若者自らが企画し、若者主体で取り組む若者個人又は若者グループの公益的な活動を助成し、若者の「やってみたい」を応援します。ユースカウンスル^{※1}で立案された事業に取り組む若者や、地域課題等の解決に資する活動に取り組む若者の活動を新たに助成対象とします。

※1 ユース交流センターの指定管理業務として実施している事業で、若者自身がテーマを設定し、そのテーマに係る課題解決に向けて、自ら調べ行動し、市に提言を行う事業。

イ 子ども・若者育成支援

子ども・若者の育成支援に取り組む団体の活動を助成します。青少年4団体（スポーツ少年団、ボーイスカウト、ガールスカウト、子ども会）の他、ユースワークの推進などに取り組む団体の活動に対して助成を行います。

ウ パイロット事業

子ども・若者に係る今日的な課題に関して先駆的・試行的取組を行う民間事業者の活動を助成します。なお、同一事業への助成（基金充当）期間は、原則

として3年を限度とします。

(2) 市が実施する新規事業

子ども・若者に係る今日的な課題への対応や先駆的・試行的取組として市が実施する事業に、総額 2,000 千円を財源充当します。なお、同一事業への助成（基金充当）期間は、原則として3年を限度とします。

(3) 基金活用除外事業

上記(1), (2)に該当する事業であっても、次に掲げるものは除きます。

ア 法令等で実施が義務付けられている事業

イ 国や県等から別途補助を受けている事業。ただし、国や県等の基準に金額又は率を上乗せして実施する「上乗せ」部分、及び国や県等の基準から対象者又は対象経費を広げて実施する「横出し」部分については対象とします。

ウ 施設整備事業

エ 施設維持管理事業

オ その他市長が別に定めるもの

6 基金活用事業の決定について

毎年、基金活用事業の募集（民間事業は公募、市の事業は照会）を行い、「子ども・若者等への活動助成事業（民間事業）」については、若者と有識者等で構成する付属機関で審査するものとし、「市が実施する新規事業（市の事業）」については、市の政策査定を経て事業決定を行います。

7 特別会計「青少年健全育成事業費」の廃止について

本市では、尼崎市特別会計条例に基づき、昭和 57 年度から特別会計「青少年健全育成事業費」を設置しています。その理由は、青少年健全育成基金条例の制定時、本市における青少年団体による地域活動を推奨し、青少年の指導体制を充実する諸施策を積極的かつ安定的に展開するとともに経理の適正化を図るためとしています。特別会計は、一般会計と区分経理することにより、特定の事業の状況を明確化する意義があり、特定の事業を特別会計で経理するかどうかは政策的に判断されません。

これまで、特別会計「青少年健全育成事業費」では、こうした考え方にに基づき、青少年団体への補助等を行ってきたところですが、今回、平成 29 年 3 月に策定した「尼崎市における子どもの育ち支援・青少年施策の今後の方向性について」の中間見直しに着手し、一般会計の事業も含め、子どもの育ちや青少年施策全体の中で再整理を行いました。

検討の結果、今後は、子ども・若者に関する今日的な課題対応や先駆的な取組に対する支援を積極的に行っていくとともに、ユースワークの更なる推進のため、新たな団体やグループ、ユース世代に助成を行い、ユースワークを一層推進すること

とし、その財源に基金を活用することにしました。

基金活用事業がこれまでのような青少年団体への補助等に限定されず、市の事業も対象としたことから、これら事業の実施にあたって、あえて特別会計で経理する必要性も薄れたため、今回、特別会計「青少年健全育成事業費」を廃止する方向で整理を行うものとします。

以 上